

新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付に関する 返済免除のご案内【R6-非 1】

住民税が非課税である世帯 は、手続きを行うことで、貸付金の返済が免除になる場合があります。
下記の要件に該当し、返済免除を希望する方は、添付の免除申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に、返信用封筒に入れて郵送してください。 ※手続きをしないと返済免除にはなりません。

1. 対象となる資金

令和5年度の住民税が非課税の世帯は、令和6年1月以降に返済開始となる 緊急小口資金、総合支援資金（初回）、総合支援資金（延長） が 返済免除 になる場合があります。

【提出していただくもの】

- ① **免除申請書**（様式 R6-非 1） 1枚
 - ②「借受人」と「世帯主」の**令和5年度の非課税証明書** 1枚ずつ（借受人が世帯主の場合は1枚で可）
 - ③今の世帯全員が記載されている**住民票**（世帯主の氏名・続柄の記載があり、発行から3か月以内のもの） 1枚
- ※①～③コピー不可

※総合支援資金も借りている場合は、返信用封筒1枚に、緊急小口分と総合支援資金分を同封していただいても構いません。その場合は、上記①～③1セットと、別にお送りする「総合支援資金の免除申請書」を同封してください。

<資金種類とは？>

資金種類は、全部で右の4種類あります



- ・緊急小口資金
- ・総合支援資金（初回）
- ・総合支援資金（延長）
- ・総合支援資金（再貸付）

※今回は、令和6年1月以降に返済が始まる 緊急小口資金 と 総合支援資金（初回）、総合支援資金（延長）が 免除申請の対象です。

総合支援資金（再貸付）の免除のご案内は令和6年6月ごろにお知らせしています。

2. 返済免除の条件、提出する書類など

返済免除の条件	提出していただく書類（①～③すべて必要）	免除対象となる資金	返済免除対象金額
借受人と世帯主の 令和5年度の住民税が均等割・所得割どちらも非課税（0円）の方	① 免除申請書 （様式 R6-非 1） ② いまの世帯全員が記載されていて、3か月以内に発行された 住民票 （世帯主の氏名・続柄の記載があるもの） ③ 借受人と世帯主の 住民税非課税証明書 ※①～③コピー不可	・緊急小口資金 ・総合支援資金（初回） （延長）	未返済額の全額 ※すでに返済した金額は、免除になりません

- ① 免除申請書（様式 R6-非 1）の太枠内に、☑と記入をしてください。
- ② 住民税の課税・非課税は、お住まいの市役所、区役所、町役場で以下の書類を取得して確認できます。

令和 5 年度：令和 5 年 6 月ごろから発行される住民税課税証明書（または非課税証明書）

- ③ 確定申告や年末調整をしていないと、課税証明書や非課税証明書が発行されない場合があります。その場合は、お住まいの市区町の税務課等にお問い合わせください。
- ④ 令和 5 年度の「**県民税・市民税**」両方とも「**均等割・所得割 どちらも 0 円**」の方が対象となります。
- ⑤ 「借受人と世帯主の 2 人とも非課税」が条件なので、以下の場合などは、免除になりません。

例)



3. 書類の送付先と送付期限

送付先	同封の返信用封筒に入れて郵送してください。（切手不要）
送付期限	<p>令和 6 年 9 月 13 日 必着</p> <p>※申請が遅れると、返済開始になる場合がありますのでご注意ください。 また、<u>すでに返済された金額は、免除の対象になりません。</u></p>

※免除決定の可否は、郵送でお知らせする予定です。

4. その他

- 免除申請書に記載のある「自立相談支援機関」とは、生活全般にわたる困りごとの相談窓口であり、全国に設置されています。
働きたくても働けない、住む所がない、など、生活するうえで困りごとがある場合は地域の相談窓口にご相談ください。

（自立相談支援機関 相談窓口一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf>



5. お問い合わせ先

返済免除の要件など、全般的な問い合わせ	申請手続きに関する問い合わせ
<p>厚生労働省のコールセンター</p> <p>電話：0120-46-1999</p> <p style="text-align: center;">（フリーダイヤル）</p> <p>受付時間：9 時～17 時（平日）</p>	<p>静岡県 特例貸付専用コールセンター</p> <p>電話：0 5 4 - 2 9 1 - 5 0 1 2</p> <p style="text-align: center;">0 5 4 - 2 7 0 - 3 6 3 8</p> <p>受付時間：9:15～12:00、 13:00～16:30（平日）</p>